

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 47 | 相模原市 療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和3年10月からの事務について記載する。

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和6年9月6日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 療育手帳の交付に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>当該事務は、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年、厚生省児童家庭局長通知)及び「相模原市療育手帳に関する規則」に基づく療育手帳交付の事務である。</p> <p>行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 療育手帳の返還に関する事務 療育手帳の記載事項の変更にに関する事務 療育手帳の再交付に関する事務 |
| ③システムの名称 | 福祉システム、児童相談所業務支援システム、共通基盤システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 療育手帳情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>番号法 第9条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務(別表第1の7) 知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務(別表第1の33の3) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【提供】</p> <p>番号法 第19条第7項 別表第2の10の項 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>【照会】</p> <p>番号法 第19条第7項 別表第2の10の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | <p>健康福祉局地域包括ケア推進部障害者更生相談所 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 こども・若者未来局児童相談所相談支援課 市長公室DX推進課</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>②所属長の役職名</p> | <p>障害者更生相談所長 緑高齢・障害者相談課長 津久井高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 児童相談所相談支援課長 DX推進課長</p> |
| <p>6. 他の評価実施機関</p> | |
| <p> </p> | |
| <p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> | |
| <p>請求先</p> | <p>相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331</p> |
| <p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p> | |
| <p>連絡先</p> | <p>相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部障害者更生相談所 相模原市中央区富士見6-1-1 042-769-9807</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|------------------------|
| 令和3年12月23日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【提供】 番号法 別表第2の10 の項 【照会】 番号法 別表第2の10 の項 | 【提供】 番号法 第19条第7項 別表第2の10 の項 【照会】 番号法 第19条第7項 別表第2の10 の項 | 事後 | 重要事項に当たらない (文言の修正) |
| 令和3年12月23日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 | 健康福祉局地域包括ケア推進部緑障害福祉相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央障害福祉相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南障害福祉相談課 | 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 | 事後 | 重要事項に当たらない (部署名の修正) |
| 令和3年12月23日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名 | 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 南障害福祉相談課長 | 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 | 事後 | 重要事項に当たらない (部署名の修正) |
| 令和4年5月6日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 | 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 | 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課 | 事後 | 重要事項に当たらない (部署名の修正) |
| 令和4年5月6日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名 | 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 | 緑高齢・障害者相談課長 津久井高齢・障害者相談課長 | 事後 | 重要事項に当たらない (部署名の修正) |
| 令和4年5月6日 | IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 重要事項に当たらない (時点の修正) |
| 令和4年5月6日 | IIしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 重要事項に当たらない (時点の修正) |
| 令和5年5月2日 | IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 重要事項に当たらない (時点の修正) |
| 令和5年5月2日 | IIしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 重要事項に当たらない (時点の修正) |

